経 消 第 597 号 平成 28 年 11 月 10 日

自治会町内会会長 各位

横浜市長

平成 29・30 年度横浜市消費生活推進員の推薦について (依頼)

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、平成 27・28 年度委嘱の方々の任期が平成 29 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、引き続き平成 29·30 年度の横浜市消費生活推進員事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴自治会町内会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただくようご依頼申し上げます。

担当 経済局消費経済課 金子

電話 671-2584 FAX 664-9533

平成29・30年度横浜市消費生活推進員の推薦について(依頼)

1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。 なお、区によっては推薦・公募をしない場合もあります。 このうち「推薦」について、自治会・町内会からの御推薦をお願いするものです。

2 任 期

- ・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。
- ・今回の募集は平成29年4月から平成31年3月までが任期となります。
- ・再任は2回までです。合計6年間の活動が可能です。
- 3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

- ・地域と協力して、消費者被害未然防止のための予防知識など安全な消費生活に関する 知識・情報の地域への普及・啓発や、地域の高齢者の見守り活動への参加など、安全 な消費生活を目指した活動、消費者と事業者の交流促進などを行います。
- ・原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生 活推進員全員で団体を形成し、団体として活動します。

活動分類	内容	実施回数	
消費生活に関する	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 や地域の見守り活動への参加	年2回以上	
知識・情報の地域	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催		
への普及啓発活動	環境に配慮した購買行動の推進	実施回数は任意	
	情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	(地区の実情に	
消費者と事業者の 交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	- より実施) - -	

(2) その他

- ア 推進員相互の情報交換等
- イ 研修への参加
- ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 募集対象者

平成29年4月1日現在、20歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。候補者の事情等に御配慮いただき、選出をお願いします。

※なお、平成7年度以降に通算3期消費生活推進員に委嘱された方は、対象になりません。(平成5・6年度以前の委嘱は算入しません。)

5 募集人員

全市でおおむね1,700人 (平成28年9月1日現在 委嘱者数 1,590人)

6 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

7 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太 枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

8 提出期限

平成29年2月28日(火)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役 所地域振興課へ御相談下さい。

9 委 嘱

平成29年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

横浜市消費生活推進員推薦の流れ

11月	連合会町内会	自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。			
下旬	↓				
	自治会町内会	*候補者の選出			
		⇒ 候補者の事情等にご配慮いただき選出をお願いします。			
12月		(2人以上の場合は用紙を区役所地域振興課に請求願います。)			
~	\downarrow	*候補者推薦書に自治会町内会名、会長名の記入			
2月28日	候補者	*候補者が候補者推薦書の必要事項を記入			
	\downarrow				
	自治会町内会	*2月28日(火)までに候補者推薦書を、区役所地域振興課にご提出願			
	\downarrow	います。			
3月	局·区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知			
下旬~					

問合せ

区 名	電話番号	FAX	住 所	担当者	
港北区	5 4 0 - 2 2 4 3	5 4 0 - 2 2 4 5	港北区大豆戸町26-1	諸澤	
経済局	671-2584	664-9533	中区港町1-1	金子	

平成29·30年度 横浜市消費生活推進員候補者推薦書

 (提出先)
横浜市長
 平成 年 月 日記入

 * 印のみ自治会・町内会長がご記入ください。

 *自治会・町内会名

 * 会長氏名

次の方を横浜市消費生活推進員として推薦します。

☆以下は候補者本人がご記入ください。

$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	ふりた	がな				性	別
	氏	名					
	住	所	Ŧ				
	電話	号					
	消費生活推進員の経験は?(該当する番号すべてに〇をしてください)						
	1	今[回初めて	7	平成17·18年	度に経験した	
	2	平成	は27·28年度に経験した	8	平成15.16年	度に経験した	
	3	平成	は25·26年度に経験した	9	平成13.14年	度に経験した	
	4	平成	は23·24年度に経験した	10	平成11·12年	度に経験した	
	5	平成	は21·22年度に経験した	11	平成9·10度	こ経験した	
	6	平月	成19·20年度に経験した	12	平成7·8年度	に経験した	
	消費	責生?	舌での関心事は何ですか?(最も関	心 の	のある番号に〇を	してください)	
	1	悪質	質商法等契約関係	5	商品・サービス	の安全性	
	2	クし	ンジット 、 カード	6	IT化・インタ	ーネット関係	
	3	食(の安全	7	金融サービス		
	4	環境	竟・リサイクル	8	その他()	
		亥当す 20歳	「るものに「レ」を入れてください。) 代 □ 30歳代 □ 40歳代 □	50歳	提代 □ 60歳代	□70歳以上	

※ 港北区役所地域振興課地域活動係へ2月28日(火)までにご提出願います。

(FAXでのご提出でも結構です。)

住所 〒222-0032

港北区大豆戸町26-1

港北区役所地域振興課地域活動係

FAX 540-2245

*個人情報は次の目的でのみ利用し、それ以外の目的の利用はいたしません。

①会員相互の連絡用名簿

②自治会町内会及び平成27・28年 度消費生活推進員(新旧事務引継ぎの ため)へ情報提供

横浜市消費生活推進員を募集します

消費者トラブルに遭わない、安全な地域づくりを目指して

お住まいの地区ごとに、区ごとに消費生活推進員同士が協力して活動を行います。



消費者被害が 増大してます!!

複雑化する 商品や サービス

手口が 巧妙化する 悪質業者

インターネット 光回線に関する 相談が急増

高齢者被害の増加

電子マネーなど キャッシュレス 時代を反映した 被害

消費生活推進員は このような活動を行っています

- ◆研修会で知識を身につける 市や区役所で開催する研修や講座で、消費生活の知識や悪質商法の手口を、分かりやすく無料で学びます。
- ◆<u>悪質商法未然防止など啓発講座を開く</u> 高齢者のための給食会や、PTAなどの集まりで、 紙芝居やビデオ講座をひらきます。
- ◆<u>地域の高齢者などの見守り</u> 地域の高齢者の見守り活動などに参加して、消費生活情報を伝えます。
- ◆情報発信 広報活動

地区の活動や消費生活の情報を、地域・区のイベントへの参加や、情報紙を発行してお知らせします。

◆環境にやさしい取組、事業者との意見交換環境配慮の学習会、施設見学、商店街・メーカーとの意見交換などを通して、知識を深め、情報を伝えます。



消費生活推進員のA子さん



ある日

「おとなりの一人暮らしのおばあちゃん、 最近大きな荷物がよく届くわ。 でも...

声をかけるのは おせっかいだし。 民生委員さんに 相談してみようかしら。」



数日後...

「おとなりのおばあちゃん、 つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。

あなたに教えてもらった 消費生活総合センター(※) を案内したら、相談して解決 することができましたよ。」







そうだ!

「来月、町内会の茶話会で、 悪質商法の被害の手口について、 ミニ講座をさせて もらおうかしら。」



後日談

「ミニ講座をやって、自分でも消費者トラブルに 遭わない智恵がついたわ。

ご近所の〇〇さんは、地域活動が

健康寿命を延ばすと言ってたし... お仲間もできて、 とっても楽しくなってきたわ。」



(※)横浜市消費生活総合センター 消費生活相談:☎045-845-6666

横浜市では、横浜市消費生活条例第16条に基づき、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。現在約1,600人の消費生活推進員の方が地域で熱心に活動していらっしゃいますが、平成29年3月の任期満了に伴い、平成29・30年度の消費生活推進員を募集します。

自分のために、誰かのために、地域のために…仲間と一緒に活動しませんか?

経済局消費経済課:☎045-671-2584